

新生児医療担当医確保支援事業補助金交付要綱

(通則)

- 1 県の交付する新生児医療担当医確保支援事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、医療機関における新生児集中治療室（診療報酬の対象となるものに限る。以下「NICU」という。）において、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善を図ることを目的とする。

(交付対象事業)

- 3 この補助金は、以下の要件を満たすもの又はこれに準ずるものと知事が認めた事業を対象とする。
就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、NICUにおいて新生児医療に従事する医師に対し、NICUに入院する新生児に応じて支給される手当（新生児担当医手当等）について明記した上で支給されるものであること。
なお、個人が開設する病院においては、開設者本人への手当の計上が会計上困難であることから、雇用する新生児医療担当医に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、知事が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

(交付対象者)

- 4 この補助金は、交付対象事業を行う者に対して交付する。ただし、市町村が交付対象事業を行う者に対して補助する場合には、当該市町村に対して補助を行うことができる。

(交付額の算定方法)

- 5 この補助金の交付額は、別表により算出された額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(1) 県が交付対象事業を実施する者に対して補助する場合

- ア 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) この補助金を財源の一部として、交付対象事業を実施する者に補助する事業（以下「間接補助事業」という。）を行う市町村に対して県が補助する場合

- ア 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
ウ イにより選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額と、市町村が補助する額（イにより選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）を比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 県が交付対象事業を実施する者に対して補助する場合

- ア 交付対象事業の内容の変更（軽微な変更は除く）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
イ 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
ウ 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速や

- かに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- エ この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- オ 補助事業者（この補助金を受ける者をいう。以下、同じ。）が市町村である場合、この補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第4号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- カ 補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
- キ 交付対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税が確定した場合は、第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

(2) 間接補助事業を実施する市町村に対して県が補助する場合

- ア (1) のアからウに掲げる条件
- この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- イ 市町村は、県から概算払いにより補助金の交付を受けた場合には、当該概算払いを受けた間接補助金（市町村が補助する事業のために支出する補助金をいう。以下同じ。）に相当する額を遅滞なく間接補助事業者（間接補助金を受けて事業を実施する者。以下同じ。）に交付しなければならない。
- ウ 市町村は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、(1) のアからエ、カ及びキに掲げる条件を付さなければならない。この場合において「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、「この補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- エ ウにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- オ ウにより付した条件に基づき、間接補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させことがある。
- カ この補助金と市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第4号様式による調書を作成するとともに、事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、第1号様式による申請書を知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い行うものとする。

(概算払)

- 9 この補助金は知事が必要と認めた場合には概算払することができる。補助金の交付を請求する場合には第2号様式による請求書を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 10 補助事業者は当該年度の事業が完了したときは、事業完了後1か月以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、第3号様式による事業実績報告書を知事に提出して行わなければならない。

附則

この要綱は、平成22年9月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成26年11月17日医第959号）

この要綱は、平成26年11月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則（令和4年3月28日医第1896号）

この要綱は、令和4年3月28日から施行し、令和4年3月28日から適用する。

別 表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
新生児1人あたり 10,000円 N I C U入院初日のみ	N I C Uにおいて新生児を担当する医師の 処遇改善を目的として支給されるN I C U に入院する新生児に応じて支給される手当 (新生児担当医手当等)	3分の1